

別表第1（第2条、第5条関係）

補助事業及び補助金の額等

事業の区分	内容	補助率	補助上限額
1 既存の大型事業	食品団地DE春まつり	1 / 2 以内	1 2 5 万円
	サマーフェスティバル		1 5 0 万円
2 その他の事業	1 以外の事業	① 1 0 / 1 0 ② 2 / 3 以内 ③ 1 / 2 以内	1 7 万円

- ①新規で補助事業を実施する団体
 ②補助事業を1回実施し、補助を受けた実績のある団体
 ③補助事業を2回以上実施し、補助を受けた実績のある団体

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

区 分	対 象 経 費
謝 金	講師、研究員、タレント等の専門家に対する謝金（交付申請書に理由書を添付すること）
旅 費	電車、バス、飛行機、船舶等の運賃及び宿泊料の実費 ①先進地視察等に要する旅費（成果報告書を作成すること） ※宿泊料には、夕食代、朝食代、アルコール類の代金は含まない ②講師、研究員、タレント等の専門家を招へいするために要する経費
会場整備費	事業実施のため会場整備に係る経費
印刷製本費	チラシ及びパンフレットの印刷に係る経費
通信運搬費	はがき、郵便切手、宅配便等の経費
消耗品費	事務用品等の購入費（1件あたりの単価10,000円未満） ※販売若しくは配布目的の物品又はその原材料の購入費及び他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費は対象外
広告宣伝費	テレビ、ラジオ及び新聞等のマスメディアを利用した折込広告等に係る経費
賃借料	端末機等の機器リース料、会議会場の使用料及び施設等の賃借料
保険料	事業実施のため新規で加入する保険料
雑役務費	アンケート調査及びイベント事業等を行うアルバイトの賃金等 ※事業実施団体に属する者に対する賃金は対象外
委託費	第三者に委託することが合理的であると認められる経費（交付申請書に理由書を添付すること）
その他	市長が特に必要と認める経費